

令和6年度予算（案）参考資料

令和6年3月
文化庁国語課

令和6年度 国語施策に関する予算（案）の概要



単位：千円

事項	前年度 予算額	令和6年度 予算額（案）	対前年度 比較増減額	
文化審議会国語分科会（R6からは国語施策のみ）	8,976	7,309	0	
国語施策の充実	71,459	190,745	119,286	… 1
調査及び調査研究(国語に関する実態調査)	42,035	29,693	△12,342	… 2
国語問題研究協議会の開催	6,117	5,872	△245	
危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業	23,307	23,068	△239	… 3
信頼できる言語資源としての現代日本語の保存・活用のためのデジタル基盤整備事業（新規）	0	121,052	121,052	… 4
国語に関するウェブサイトの充実（新規）	0	11,060	11,060	… 5
合計	80,435	198,054	117,619	

* 1頁資料には新規事業を除く。

調査及び調査研究（国語に関する実態調査）、国語問題研究協議会、危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業

令和6年度予算額(案) 59百万円
 (前年度予算額 71百万円)

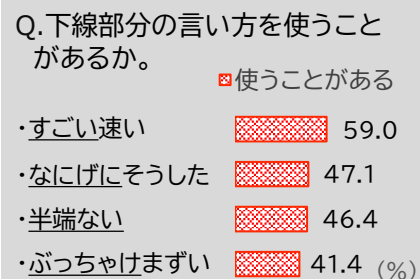


背景・課題

言語生活において困っていることなどの実態を具体的に把握し、国語施策として対応すべきものを見定める必要がある。その上で、文化審議会国語分科会の検討に基づき、国民が必要に応じて参照できる考え方やよりどころを整え、周知していくことが求められている。

令和4年1月に70年ぶりに改定された公用文作成の考え方（建議）をはじめ、国際化や情報化社会における国語の見直しは喫緊の課題となっており、文化審議会において令和4年度に今後10年における国語課題を整理し、令和5年度から諸課題の検討を進めているところである。

また、アイヌ施策推進法、国連の各種委員会やユネスコなどからは、消滅の危機にある言語・方言の保存・継承に向けた環境を整える取組も求められている。



令和3年度「国語に関する世論調査」から

極めて深刻：アイヌ語
 重大な危険：八重山語・与那国語
 危険：八丈語・奄美語・国頭語・沖縄語・宮古語

ユネスコ「世界消滅危機言語地図」から

事業内容

○文化審議会国語分科会における審議との関係

- **調査及び調査研究（国語に関する実態調査）** …… 審議データの提供： 30百万円（42百万円）
 - ・ 国語に関する世論調査（平成7年度から）：全国16歳以上の個人6,000人対象。調査結果の適切な活用と周知の取組。
 - ・ ローマ字のつづり方・外来語の表記の意識調査（継続）：令和5年度実態調査を踏まえた意識調査。（今後10年の審議課題事項）
- **国語問題研究協議会** …… 審議内容の周知： 6百万円（6百万円）
 - ・ 国語問題研究協議会（昭和25年度から）：国語教師など教育関係者等を対象に、国語施策を周知。
 - ・ 国語課題懇談会（令和5年度から）：有識者等を対象に、国語の施策・課題について対話。

（文化審議会（国語分科会）を補完するため、国内の有識者を交えた議論集約の場を設置・開催）



○国連・ユネスコ等との関係

- **危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業** …… 記録保存及び啓発： 23百万円（23百万円）
 - ・ 危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究（平成22年度から）：記録作成・啓発、危機言語・方言サミット、研究協議会
 - ・ アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業（平成27年度から）：アナログ資料のデジタル化、アーカイブ作成支援



アウトプット（活動目標）

- ・ 国語に関する実態調査の結果の国語分科会の審議に反映
- ・ 国語問題研究協議会・国語課題懇談会の開催
- ・ 危機的な言語・方言の活性化・調査の基礎データの追加、啓発事業の開催

短期アウトカム（成果目標）

- ・ 全国紙等での報道、国民の関心大
- ・ 国語施策の政府方針への反映
- ・ 国語施策情報ページのアクセス数増
- ・ 危機的な言語・方言の基礎データやアーカイブへのアクセス数増

長期アウトカム（成果目標）

- ・ 国語施策が国民に自然な形で受け入れられ、社会生活における国語によるコミュニケーションの円滑化
- ・ 危機的な言語・方言に関する認知度、理解度の向上

背景・課題

具体的な国語施策の検討では、社会状況の変動に伴い、変化する国民の国語に関する意識や言葉の使われ方について客観的なデータが根拠資料となり、特定事象の経年調査や国語施策の定着状況も含め定期的に把握していくことが必要である。文化審議会国語分科会の今後10年の審議事項とされた、ローマ字使用に関する実態調査及び外来語表記に関する実態調査は令和5年度から実施し、さらに、その後の審議事項の語彙に関する施策の在り方において実態調査を行う。

また、施策立案に用いられてきた資料のうち平成前期までのものは、ほとんど紙媒体で残存するだけで、劣化等のため公開できなかったものも少なくない。これらを汎用性の高い電子データにし、可能な限りウェブサイトで公開することは、政策の透明性向上に寄与する。

Q.社会全般で、どのような課題があると思いますか(複数回答)

課題	(%)
改まった場でふさわしい言葉遣いができていないことが多い	59.5
流行語や言葉の使い方の移り変わりが早過ぎる	55.3
インターネットでの炎上のように、中傷や感情的な発言が集中すること	45.1
敬語の乱れ	43.2
外来語・外国語などが使われ過ぎている	42.3

「国語に関する世論調査」から

事業内容

○国語に関する世論調査（継続）

- 文化審議会国語分科会の審議に関連データを提供するとともに、報道等によって国語への関心を喚起するため、日本人の国語意識や慣用句等の意味の理解や使用の現状について国語に関する世論調査を実施。

（件数・単価） 1件×約12百万円 （事業期間） 平成7年度から毎年度実施

○国語施策に関する調査研究（継続）

- 「ローマ字使用に関する意識調査」、「外来語表記に関する意識調査」（継続、令和5年度事業から2年目）
…令和5年度に実施したそれぞれの実態調査を踏まえ、日本人及び在留外国人に対してローマ字、外来語の使い方、頻度、認識等に関する意識調査を実施。令和6年・7年の文化審議会国語分科会の審議に反映。

（件数・単価） 1件×約17百万円 （事業期間） 令和5-6年度（継続）

○「国語施策情報システムの更新」…紙媒体でのみ存在する国語施策に関する資料等の電子化

（事業期間） 平成23年度から毎年度

●「国語に関する世論調査」

- ・ 調査対象：全国16歳以上の個人6,000人
- ・ 調査方法：郵送法
- ・ 報道発表：例年全国5大紙に記事掲載

●ローマ字のつづり方に関する揺れの例

「Sinzyuku」/「Shinjuku」
「ÔTANI」/「OHTANI」/「OTANI」

●外来語の表記に関する揺れの例

「コンピューター」/「コンピュータ」
「バイオリン」/「ヴァイオリン」

アウトプット（活動目標）

- ・ 「国語に関する世論調査」の結果の公開
- ・ 「ローマ字のつづり方」、「外来語の表記」等の調査成果を国語分科会の審議に反映
- ・ 紙媒体だけであった国語施策関連資料を年に10件電子データ化

短期アウトカム（成果目標）

- ・ 全国紙等での報道、国民の関心大
- ・ 「ローマ字のつづり方」等の政府方針への反映
- ・ 国語施策情報ページのアクセス数増

中期アウトカム（成果目標）

- ・ 国民の関心大
- ・ 学校教育等への政策の反映
- ・ 国語施策情報ページのアクセス数増

長期アウトカム（成果目標）

- ・ 国語施策が国民に自然な形で受け入れられ、社会生活における国語によるコミュニケーションの円滑化

背景・課題

- ◆ユネスコ“世界消滅危機言語地図”発表（平成21年2月）
 - 日本の8言語（一般の認識では1言語・7方言）が消滅危機
 - 国連の各種委員会による勧告で引用
- ◆アイヌ政策推進会議の報告、アイヌ施策推進法、基本的な方針
 - 国によるアイヌ語の復興の取組
- ◆東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月）
 - 被災地の方言の再興

ユネスコの8言語と被災地方言を対象に、SDGsの目標4-7（文化多様性を重視）や、国連・国際先住民言語のための10年:2022~2032を見据えた取組が必要。

	アイヌ	八丈	奄美	国頭	沖縄	宮古	八重山	与那国	被災地
評定平均	1.75 ~ 2.63	2.1 ~ 3.1	2.21 ~ 2.5	2.25	2.3 ~ 2.8	2.0 ~ 2.38	1.8	1.88 ~ 2.13	2.0 ~ 2.8
判定	極めて深刻	危険	危険	危険	危険	危険	重大な危険	重大な危険	危険

文化庁委託調査研究（平成22・24・25年度）

事業内容

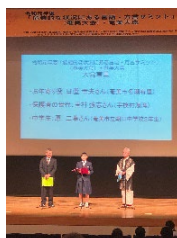
危機言語の保存・継承に有効な3分野：Status（地位）、Corpus（核）、Prestige（威信）を踏まえた取組。

- ・Corpus（核）＝誰でも利用可能な基礎データの整備
- ・Prestige（威信）＝危機言語・方言への関心喚起、継承の意義の周知

危機的な状況にある言語・方言の状況改善

○危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究 13百万円

- 保存・継承に不可欠な記録を欠く危機方言の記録作成・啓発、啓発事業、研究者と行政等担当者の協議会の実施。
- 件数・単価：記録作成・啓発 2箇所×約3.5百万円
危機方言サミット（国際先住民との連携） 1件×約6百万円
- 事業期間：平成22年度から毎年度



○アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業 10百万円

- 消滅の危機度が最も高いアイヌ語の復興に向け、保存・継承、学習に資する環境を整えるため、「アナログ資料のデジタル化」「アーカイブ作成支援」を実施。
- 件数・単価：アナログ資料のデジタル化 1箇所×約5.5百万円
アーカイブ作成支援 1箇所×約3.4百万円
- 事業期間：平成27年度から毎年度



- ◆Status（地位＝公的な位置付け）分野
アイヌ施策振興法（平成31年法律第16号）（→アイヌ語の位置付け）
学習指導要領（平成29年告示）解説（→方言の位置付け）
文化芸術推進基本計画（第2期）（令和5年3月24日閣議決定）
（→危機言語・方言の意識向上等）
- ◆Corpus（核＝言語的基礎データや教材等）分野
アイヌ語アーカイブ作成支援（→伝統的アイヌ語教材整備）
消滅の危機にある方言の記録作成・啓発（→基礎データ整備）
アイヌ語アナログ資料のデジタル化（→Corpusの基盤整備）
- ◆Prestige（威信＝社会的なイメージ）分野
危機的な状況にある言語・方言サミット（→対一般）
危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会（→対関係者）

アウトプット（活動目標）

- ・2年ごとに3地点以上の基礎データの追加、啓発事業を毎年度1件以上開催（活性化・調査研究）
- ・400本以上／年のアナログ資料のデジタル化、1時間以上／年のアーカイブ用資料の文字化・翻訳（アイヌ語）

短期アウトカム（成果目標）

基礎データやアーカイブへのアクセス数増

中期アウトカム（成果目標）

基礎データやアーカイブへのアクセス数増

長期アウトカム（成果目標）

- ・危機言語・方言の存在に関する認知度の上昇
- ・危機言語・方言の継承の意義に関する理解度の上昇

信頼できる言語資源としての現代日本語の保存・活用のためのデジタル基盤整備事業

現状・課題

日本語をはじめとする言語は、言語のデータベース（言語コーパス）を整備、公開することにより、学術研究、AI開発を含めた自然言語の情報処理、言語教育、言語政策、辞書編纂等に幅広く活用されている。

英国、米国、仏国、韓国等の諸外国では、それぞれの母語の言語コーパス（書き言葉・話し言葉を大量に集め、検索可能にしたデータベース）を国として整備するとともに、随時データを追加・更新している。

我が国においても、現代日本語を国内外で活用・普及し、科学技術に資する観点から、言語コーパスの整備及び、過去に整備したコーパスの拡充を図ることは不可欠である。

事業内容

○信頼できる言語資源としての現代日本語の保存・活用のためのデジタル基盤整備事業

121百万円

国（独立行政法人国立国語研究所）が2005年までのデータで整備した「現代日本語書き言葉均衡コーパス」に、2006年から2025年までの20年分の日本語データを追加し、1億語規模から2億語規模の現代日本語コーパスに拡充する。

（米国：約2億2千万語、仏国：約2億6千万語の国費コーパス）

書籍、新聞等から、現代日本語の縮図となるように統計的に適切な文のサンプルを選択・特定し、著作権処理をした上で、日本語の品詞、意味、文構造等の情報を付与し、電子データ化を図る。1年間に2千万語を整備し、5年間で1億語を追加する。

事業実施期間 令和6年度～令和10年度

件数・単価 1箇所×約1.2億円

交付先 国立国語研究所

アウトプット（活動目標）

語ごとの情報付与の実施件数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
2千万語	2千万語	2千万語

短期アウトカム（成果目標）

公開サイトへのアクセス数

令和5年度 約99万回
→ **令和7年度 100万回**

長期アウトカム（成果目標）

コーパスの商業利用契約数

令和5年度 約70件
→ **令和11年度以降 80件**

●活用例：書き言葉コーパスBCCWJで「なおざり」という語を検索した結果（一部）

検索結果
73件の結果が見つかりました。そのうち73件を表示しています。

表示番号	前文脈	検索文字列	後文脈	執筆者	生年代	性別	メディア/ジャンル	タイトル	副題	巻号	編者等*	出版者	出版年	
1	ながら「義務を意識して、さまざまな破壊を注視し、証言すること」(U.T. 141)	なおざり	にすることはなく、逆に作家は最初に見学した被災対象を皮切りにますます詳細な描写を	斎藤 松三郎(著)	1940	男	書籍/9 文学	夢のありかを探る	ペーター・ハントケ		斎藤松三郎(著)	集影社・ロゴス企業部	2001	
2	れているようにも見える。だが、ニュルンベルク裁判の目的は理想にすぎなかったとして	なおざり	に扱っては、無知と無理解によって、私たちはいつそう悲劇的な道を歩むことにもなり	ジョゼフ・E・バーシコ(著)/白幡 憲之(訳)	1930/1950/1950	男/男	書籍/3 社会科学	ニュルンベルク軍事裁判		下		ジョゼフ・E・バーシコ(著)/白幡 憲之(訳)	原書房	2003
3	半から二〇世紀初めのアカデミックな中世史学では、	なおざり	にされていた、それには理由がある。そのころ中世史学の中心的地	江川 漢(著)	1950	女	書籍/2 歴史	西欧中世史		中		ミネルブア書房	1995	

●言語コーパスの活用例

- 言語研究 一般言語学、日本語学など個別言語の研究、複数言語のコーパスの比較による対照言語学
- 情報処理 音声自動認識のための言語モデル、音響モデルの構築 自然言語処理のための言語モデルの構築、機械翻訳 など
- 言語教育 外国人のための日本語教材開発 日本人のための教材開発
- 言語政策 常用漢字表や語彙などを検討するための基礎資料
- 辞書編纂 用例の検索 語と語のつながりの傾向把握
- AIの学習 生成型AI等の基となる大規模言語モデルの精度を高めるための再学習（ファイン・チューニング）における規範データとしての使用

現状・課題

国語に対する関心が高まり、国語に関する課題を感じている人が多くなっている。一方国語に関する具体的な疑問を解決することが難しい場合がある。特にインターネットには様々な情報が氾濫しており、必ずしも信頼の置ける正確なものばかりではない。

文化庁では、様々な書籍・冊子類を発行するとともに、それらをウェブ上でも公開してきた。ただし、個別の疑問に対して、的確に対応できる状況が整っているとは言えず、現状では電話やメールでの問合せのそれぞれに回答しているといった実態がある。

これまでの国語施策における成果を整理・活用し、具体的な個々のニーズに対応できる形で、気軽に、かつ、信頼して頼られるような情報提供の在り方が求められている。

言葉や言葉の使い方について
社会全般で課題が「あると思う」

(%)

84.6

国語に関する世論調査（令和3年度）

信頼していいか分からない
インターネット情報が氾濫



事業内容

国語に関する疑問を感じたときに参照し、いつでもどこでも誰でも利用できるよう、国語に関するウェブサイト充実させることで、国語に関する目安・よりどころを踏まえた、円滑なコミュニケーションが広く行われていく社会の実現に資する。

● 国語に関するウェブサイトの充実事業

11百万円（新規）

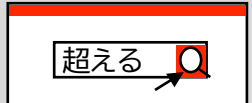
- (1) インターネット版「言葉に関する問答集」の作成・公開
作成予定コンテンツ数（Q&A等） 令和6年度：40本
- (2) 敬語解説動画等の作成・公開
作成予定コンテンツ数（動画等） 令和6年度：5本
- (3) 公用文作成支援ページの作成・公開
作成予定コンテンツ数（用字用語例等） 令和6年度：1,800語

件数・単価	1箇所×約10百万円	交付先	-
-------	------------	-----	---



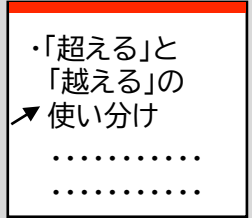
（サイトのイメージ）

書籍版「言葉に関する問答集」を更新した内容等、検索しやすい形でインターネット上に公開



コンテンツ例：
・敬語の使い方などを動画で
分かりやすく解説

・漢字の使い分け、
・言葉の使い方等の
具体的なQ&A



アウトプット（活動目標）

コンテンツの作成項目数

	令和6年度
問答集	40
敬語動画	5
用字用語例	1,800

短期アウトカム（成果目標）

国語に関するウェブサイトの
総アクセス数

令和6年度 年間60万アクセス
→ **令和8年度 年間80万アクセス**

長期アウトカム（成果目標）

「言葉について課題があると感じている人
たちにとって、このウェブサイトが助けになる
と思う」人の割合

令和6年度50% → **令和10年度 70%**

令和6年度「日本語教育」予算額（案）の概要

単位：千円

事項	前年度 予算額	令和6年度 予算額（案）	対前年度 比較増減額	
中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会等	0	28,301	28,301	
外国人等に対する日本語教育の推進	1,395,235	1,582,577	187,342	... 2
外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業	600,144	494,548	△105,596	... 3
「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業	153,003	147,854	△5,149	... 4
「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業	23,982	23,808	△174	... 5
「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業	14,414	11,266	△3,148	... 6
日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業	250,126	241,402	△8,724	... 7
資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上（*）	191,185	375,697	184,512	... 8
日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費	0	24,920	24,920	... 9
日本語教育に関する調査及び調査研究	27,530	17,274	△10,256	... 10
日本語教育大会の開催	2,906	2,408	△498	... 11
省庁連携日本語教育基盤整備事業（*）	3,597	3,533	△64	... 12
条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育	128,348	239,867	111,519	... 13
合 計	1,395,235	1,610,878	187,342	

※デジタル予算65,700千円、2,474千円を含む

担当：総合教育政策局（令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管）

外国人等に対する日本語教育の推進

令和6年度予算額（案） 1,611百万円
（前年度予算額 1,395百万円）



文部科学省

現状・課題

我が国の在留外国人は令和4年末で約308万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和5年度改訂）等や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」等、さらに令和5年5月に成立した日本語教育機関認定法による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度創設を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

※合計予算額（案）には上記のほか審議会経費40百万円を含む

1 確保 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進

495百万円（600百万円）

- 地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。
- 令和6年度には58自治体（全体の約9割）まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。

②日本語教室空白地域解消の推進強化

148百万円（153百万円）

- 日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。
- ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づく動画コンテンツや新たな言語を追加開発。

③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

24百万円（24百万円）

- NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ（特定のニーズ）」に対応した先進的な取組を創出。（障害を有する外国人に対する日本語教育、文字学習中心の日本語教育等）

条約難民等に対する日本語教育（拡充）

240百万円（128百万円）

- 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。
- 改正入管法により創設された補完的保護対象者に対する日本語教育を実施（条約難民と同様の支援）。

2 向上等 日本語教育の質の向上

①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

11百万円（14百万円）

- 令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度から計画的に生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等の開発・普及を実施。
- 令和6年度は令和5年度に開発されたモデルの普及（活用促進）を促進。

②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

241百万円（250百万円）

- 日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年）及び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、
- ・ 現職日本語教師研修プログラム普及
- ・ 日本語教師養成・研修推進拠点整備
- ・ 日本語教師の学び直し・復帰促進
- ・ アップデート研修を実施。

③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上（拡充）

376百万円（191百万円）

- 日本語教育機関認定法の実施に必要な環境整備を図る。
- ・ 日本語教員試験の実施
- ・ 日本語教育機関認定法ポータル構築・運用
- ・ 現職日本語教師への講習実施（経過措置）

④日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費（新規）

25百万円（-百万円）

- 日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、実践研修・養成機関の登録等の円滑な手続に必要な経費を計上。

⑤日本語教育に関する調査及び調査研究

17百万円（28百万円）

- 日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施（実態調査、総合的な調査研究）。

アウトプット（活動目標）

- ・ 地域日本語教育の全国展開
- ・ 日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム（成果目標）

- ・ 日本語学習者の増（日本語教育環境の整備）

中期アウトカム（成果目標）

- ・ 日本語学習者の増（日本語教育環境の整備）

長期アウトカム（成果目標）

- ・ 日本語教育の質の維持及び向上
- ・ 外国人との共生社会への寄与

担当：総合教育政策局（令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管）

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

495百万円
600百万円）

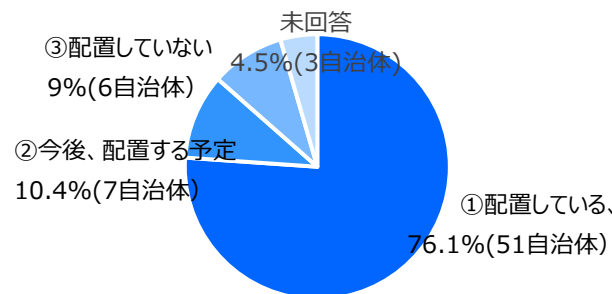


文部科学省

背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でないなどの課題がある。
- 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や「生活Can do」が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる教育の質の維持向上が求められている。
※ 令和5年6月には、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が公布。

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年3月）

事業内容

1. 企画評価会議の実施 6百万円（前年度 7百万円）
2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 455百万円（前年度 560百万円）

対象：都道府県・政令指定都市の件数：58件（前年度 55件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

- ①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- ②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- ③日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

- ①域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- ②「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行
 - i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル(B1)・時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

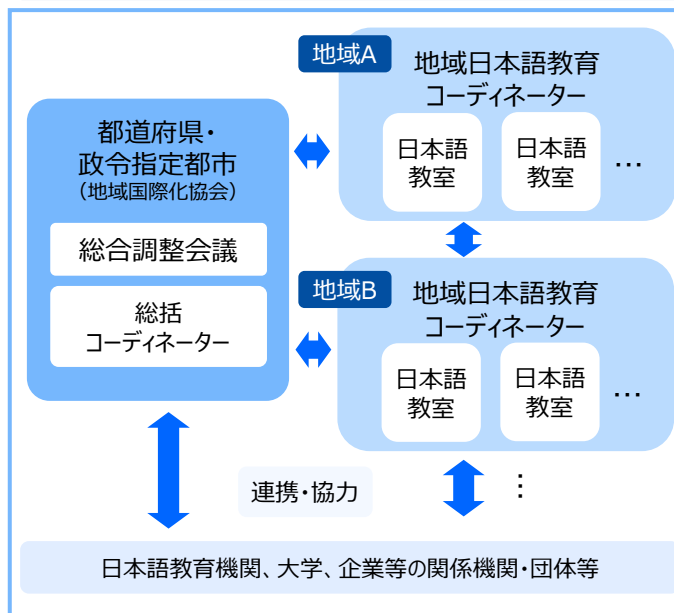
（3）都道府県等を通じた市町村への支援

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援 市町村向け間接補助分
特別交付税措置

3. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 33百万円（前年度 33百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり イメージ図



アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備

中期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

担当：総合教育政策局（令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管）

「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

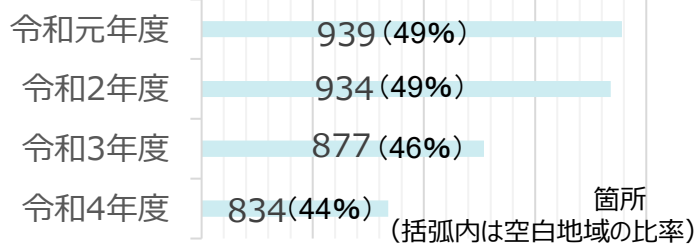
令和6年度予算額（案） 148百万円
（前年度予算額 153百万円）



文部科学省

現状・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は834である（令和4年11月現在）。その地域に在住する外国人数は149,062人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。



空白地域の数の推移

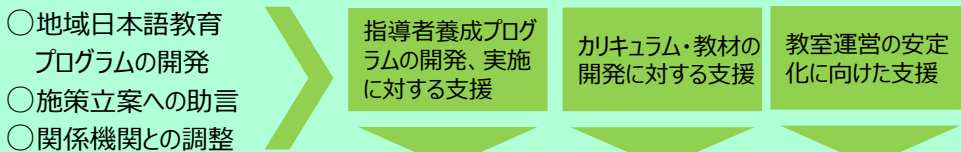
（出典）文化庁日本語教育実態調査

事業内容

1 地域日本語教育スタートアッププログラム

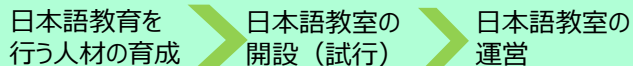
- 日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。件数：23件（前年度：24件）

▼ アドバイザー派遣の支援



専門家チームによる
3年サポート

地方公共団体による取組



▼ 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援

2 ICT教材の開発・提供



日本語学習サイト
「つながるひろがる にほんごでのくらし」
（通称：つなひろ）

- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
- 対応言語 18言語（令和5年度末）

中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語

- 令和6年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語を追加。

3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

- 日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
- 域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

アウトプット（活動目標）

- 日本語教室空白地域に対する地域日本語教室スタートアッププログラムによる支援の提供
- 空白地域に在住する外国人が日本語を身に付けられる日本語学習教材の充実

短期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムによる日本語教室の開設

中期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムの支援によって開設された日本語教室の運営維持、安定化

長期アウトカム（成果目標）

- 日本語教室開設地域の増加による日本語学習機会の普及
- 在留外国人のICT教材の利用拡大による日本語学習機会の向上

「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

令和6年度予算額（案） 24百万円
（前年度予算額） 24百万円

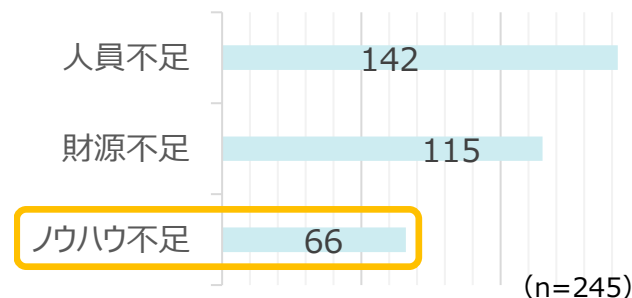


現状・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、多数の団体から「子育て・教育」「就労」等のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ（以下、「特定のニーズ」）が指摘されている。また、有識者からも、障害や識字、文化的背景等に伴う学習上の困難により、合理的配慮や個別対応等が必要な外国人に対する日本語教育の在り方を検討する必要性が示唆されている。一方、「特定のニーズ」に対応するためのノウハウ不足を課題とする自治体が多数あり、こうした専門性が必要となるニーズへの対応が困難な状況にある。このため、行政区域を越えて広域で共通する「特定のニーズ」に対応した日本語教育プログラム及びその実施体制を実践的に検討・開発し、普及することが必要である。

※「令和4年度各地域における日本語教育に関する取組について（回答一覧）」（令和4年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議）

地域の日本語教育に関する課題



（出典）出入国在留管理庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」

事業内容

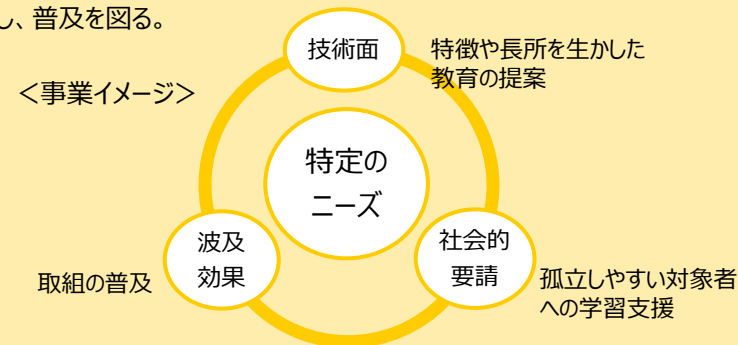
◆ 地域日本語教育実践プログラム

件数：8件（前年度：8件）

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域日本語教育における、広域で共通する「特定のニーズ」に対応した先進的な取組の創出。

▼ 各団体の特徴や長所を生かした創意ある取組を普及

「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得及び、他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る。



▼ 想定される取組例

● 障害を有する外国人に対する日本語教育の取組

障害特性を考慮したカリキュラムデザインや障害特性の理解を促すための研修を通じた、障害を有する外国人に対する日本語学習環境を整備する取組

● 特定の課題を抱える外国人に対する日本語教育の取組

文化や宗教上の理由により、外出等が制限され、学習機会へのアクセスが困難な外国人に対して、社会参加を促すカリキュラムデザインや日本語学習に対する周囲の理解を推進する取組

アウトプット（活動目標）

- ・「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に応じた先進的な日本語教育の在り方の検討
- ・取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進

短期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が日本語を用いて、健康かつ安全に生活を送ることができるようになるとともに、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになる。

中期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

長期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。

現状・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」（いわば物差し）を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発・普及事業

「参照枠」に示された日本語教育の内容（言語能力記述文：Can doという。）やレベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発・普及することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。（事業期間：令和4～7年度）

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年6月改訂）

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月）

1. 「参照枠」を活用した教育モデルの開発

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- 「参照枠」に基づくカリキュラム開発・試行
- 評価手法・教材等の開発
- 教師研修カリキュラムの開発

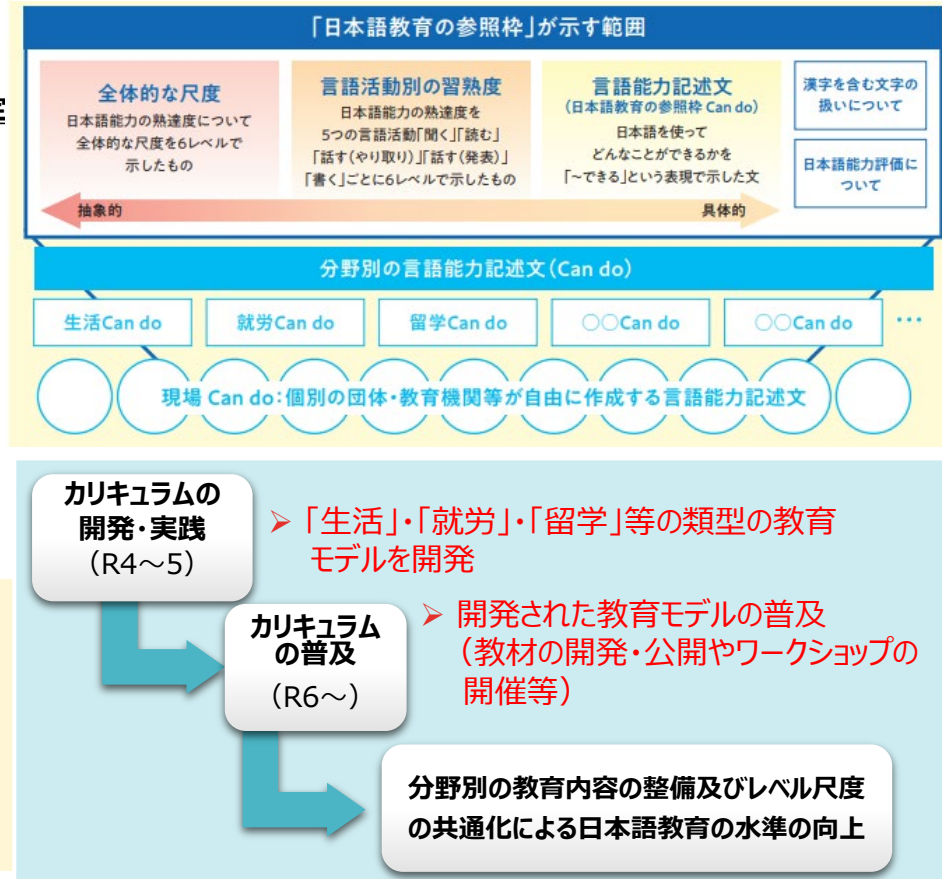
2. 開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進

- 1で開発した教育・研修モデルによる研修及び成果報告会の実施により、成果を広く普及

「日本語教育の参照枠」とは

「日本語教育の参照枠」は、日本語教育を受けるすべての人が参照できる日本語の学習・教授・評価のための包括的な枠組みです。

日本語を学ぶ方々が国や地域を越えて移動しても、継続的に日本語教育が続けられ、国内外共通の指標で日本語能力を把握できるようにするため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で令和元年から検討を開始し、令和3年10月に国語分科会報告としてまとめられました。



アウトプット（活動目標）

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ・教育実践活動のモデル構築
- ・教育内容に応じた評価手法の開発
- ・教師研修の開発
- ・分野別日本語教育の連携のモデルの開発

短期アウトカム（成果目標）

- ・共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ・教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ・教育内容に応じた評価手法の改善

中期アウトカム（成果目標）

- ・教師研修による教育の質の向上
- ・分野別日本語教育の連携

長期アウトカム（成果目標）

- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

241百万円
250百万円



文部科学省

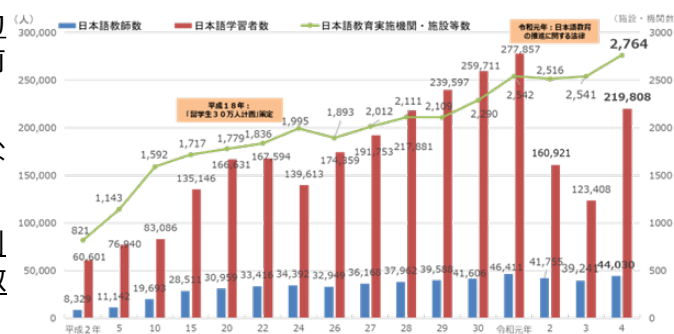
現状・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約4万人前後の横ばいの状況になり、そのうち約5割以上がボランティアとなるなど、その指導体制は厳しい状況。

専門性を有する日本語教師の質的・量的確保のため、令和5年6月に公布された「日本語教育機関認定法」では、新たな日本語教師の国家資格が創設され、令和6年度から国の認定した機関に「登録日本語教員」が配置されることになっている。

日本語教師は資格取得後のキャリア形成が重要であり、衆参の法律の附帯決議にも示されたように「留学」「生活」「就労」「難民」等の研修を実施、日本語教師の養成・研修を担う高度の専門人材の育成やネットワーク形成、「潜在的な日本語教師」の復帰に資する取組を促進することが必要。

（日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移）



（文化庁・日本語教育実態調査より）

事業内容

（1）現職日本語教師研修プログラム普及事業

161百万円（170百万円）

- 目的：日本語教師のキャリア形成に必要な下記①～⑨の研修を専門機関で実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容：審議会報告等に基づき開発された優良研修モデルを全国で実施。

【初任日本語教師研修】

- ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外

【中堅以上コーディネーター研修】

- ⑦中堅日本語教師（3～10年目）
- ⑧主任日本語教師
- ⑨地域日本語教育コーディネーター

- 実施機関：日本語教師養成専門機関



（2）日本語教師養成・研修推進拠点整備事業

60百万円（60百万円）

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
- 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。

- 対象機関：大学・大学院等専門機関

- 件数・単価：6箇所×約10百万円（令和5年度からの継続事業、5年間）

- ①北海道・東北、②関東・甲信越
- ③中部、④近畿、⑤中国・四国
- ⑥九州・沖縄



（3）日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業

20百万円（20百万円）

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを修了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。

- 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。

- 件数・単価：1箇所×約20百万円（日本語教育機関認定法の経過措置期間内に配信）

- 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関



アウトプット（活動目標）

- ・全国6箇所の推進拠点（ネットワーク）
- ・現職日本語教師の研修 年間7百人
- ・オンデマンド研修受講者 年間40百人

短期アウトカム（成果目標）

- ・養成・研修の拠点の充実
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の希望者の増加

中期アウトカム（成果目標）

- ・養成・研修の拠点（自走化）
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の増加

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

令和6年度予算額（案） 376百万円
（前年度予算額 191百万円）
令和5年度補正予算額 55百万円



文部科学省

現状・課題

在留外国人等が増加し、日本語教育に対するニーズの多様化が進んでいることに伴い、日本語教育の専門的な知識及び技能を有する指導者の不足等が課題となっている。こうした現状をふまえ、一定の基準を満たす日本語教育機関の認定制度や、認定を受けた日本語教育機関で日本語教育を行う教員の資格制度等を定める「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）が令和5年6月に公布され、令和6年4月より施行される。

これを受け、法律に規定される認定日本語教育機関等についての多言語での情報発信、「日本語教員試験」（国家試験）の実施、経過措置期間の経験者講習の実施など、新たな制度を確実に実行するための環境整備を進める。

事業内容

1. 日本語教員試験実施業務

予算額（案）：247百万円

日本語教育機関認定法に基づく日本語教員試験（国家試験）を実施する。また、日本語教員試験の実施に向け、試験問題及び試験運営の検証を行う試行試験を1,000名程度の規模で実施する。

2. 日本語教育機関認定法ポータルサイトの構築及び運用・保守業務

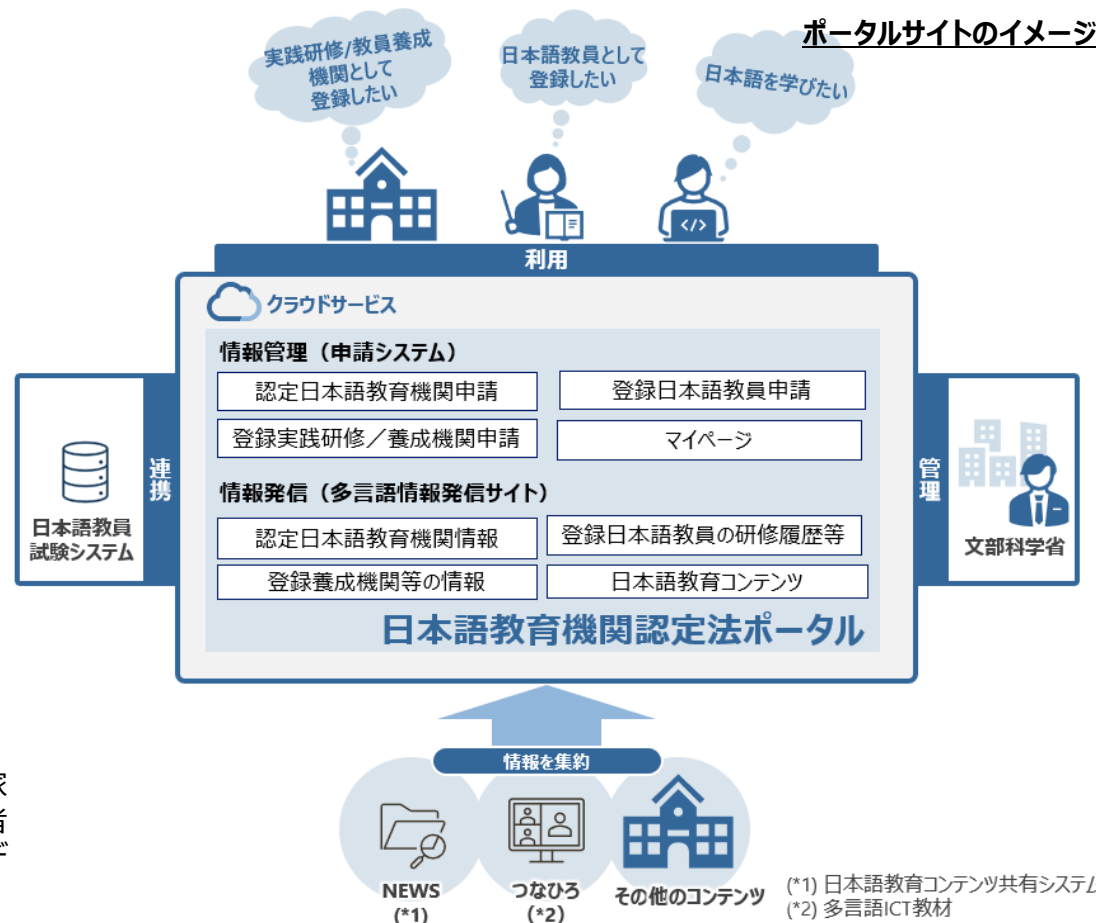
予算額（案）：66百万円

日本語教育機関の認定・日本語教員の登録・実践研修／教員養成機関の登録に係る新規申請・変更等各種手続きの電子申請受付や、日本語教育機関認定法に定められた認定日本語教育機関の多言語での情報公表等を円滑に実施するためのポータルサイトを構築する。認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用促進のため、本ポータルサイトにおいて情報を一元化し、日本語学習希望者や外国人就労者を受けて入れている企業、生活者として受け入れている地方自治体、登録日本語教員を目指す者等、様々な日本語教育関係者への情報発信を行う。

3. 登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習実施業務

予算額（案）：63百万円

登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習を実施する。本講習の修了をもって、国家試験である日本語教員試験の一部または全部が免除される。経過措置期間は5年、対象者は現職日本語教員や大学教員など約1万人程度を想定。講習は、LMS等を活用したオンデマンド型の授業と単元確認テスト、講習修了認定試験等で構成する。



アウトプット（活動目標）

- ・法律の施行に必要な環境の整備

短期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持・向上
- ・日本語に困難を抱える在留外国人の減少

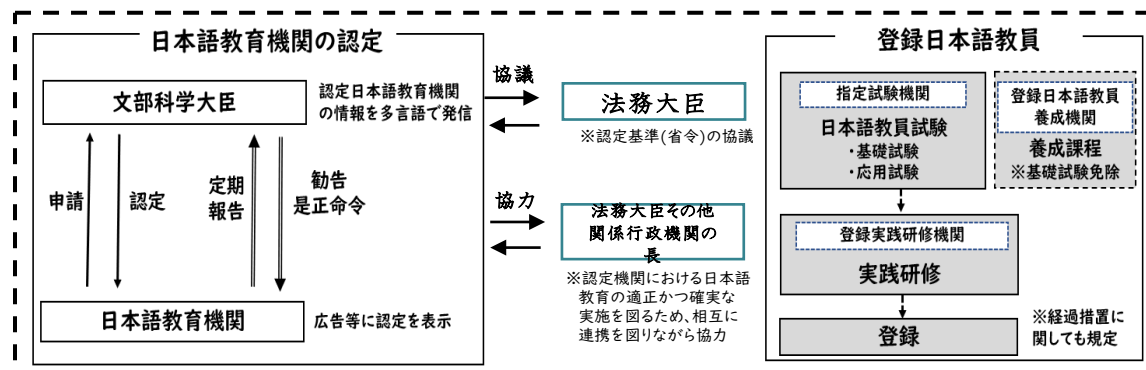
長期アウトカム（成果目標）

- ・外国人との共生社会の実現への寄与

現状・課題

令和6年4月に施行する「日本語教育機関認定法」の運用を確実に実施するために必要な日本語教育の推進体制の強化を図りつつ、必要な経費を確保することが必要。

具体的には、日本語教育機関の認定、日本語教員試験の実施、実践研修機関の登録、養成機関の登録、日本語教員の登録のほか、日本語教育情報を一元的な発信する多言語情報発信サイトに係る運用など、同法の施行事務を効果的・効率的に行うための環境整備が必要。



日本語教育機関認定法の概要（スキーム）

事業内容

- ①「認定業務」、②「実践研修・養成機関登録業務」、
③「教員登録業務」、④「試験業務」に必要な経費を計上。

- ・コールセンターに係る経費（③に係る業務）
（制度の内容、定型的な必要書類の確認、一般相談等）
- ・認定業務に係る経費（①に係る業務）
（実地確認、現地調査等）
- ・新たな課に必要な経費
（複写機借料、消耗品等、必要とする経費）
- ・認定等手続に必要な印刷・通信費等
- ・賃金等（非常勤職員、非常勤専門員）

① 日本語教育機関の認定業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・事前相談
- ・申請受付、書類確認
（実地確認、入管庁審査）
- ・審議会（ヒアリング含む）
- ・認定（内示）、多言語公表 など

③ 日本語教員登録業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・登録申請（要件確認）
- ・登録証交付、登録簿登録
（登録変更、再交付）
- ・講習申請（要件確認）
- ・講習受講確認、講習修了証明発出
など

② 実践研修・養成機関登録業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・事前相談
- ・申請受付、書類確認
- ・審議会（ヒアリング含む）
- ・登録（内示）、事務規程認可
- ・登録簿・官報

④ 日本語教員試験業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・試験広告
- ・作問検討（試験委員会）事務
- ・試験案内、申込、受験票送付
- ・試験実施
- ・合否通知 など

アウトプット（活動目標）

- ・法律の施行の確実な運用
- ・諸手続の円滑な実施

短期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持・向上
- ・日本語に困難を抱える在留外国人の減少

長期アウトカム（成果目標）

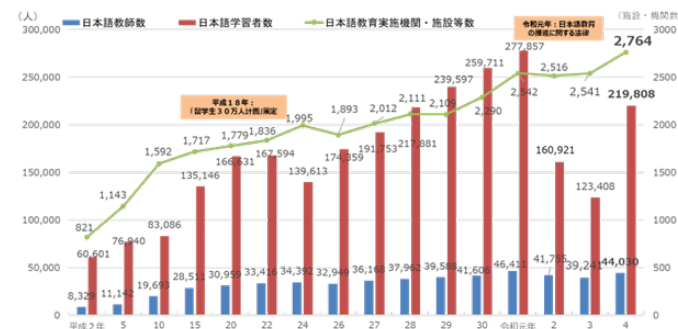
- ・外国人との共生社会の実現への寄与

現状・課題

在留外国人数が格段に増えている昨今において、日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、**日本語教育を行う機関や日本語学習者及び日本語教師等の実態を把握することは必要不可欠である。**

また、**日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の企画立案を推進するための基礎資料**とすることが必要である。令和5年に成立した「日本語教育機関認定法」において日本語教育機関の認定制度や新たな資格制度が創設され、日本語教育の質の観点からも、現状を把握し、更なる日本語教育の内容の改善・充実を図るため、日本語教育施策に資する調査・分析を実施する。

（日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移）



事業内容

1. 日本語教育に関する実態調査（昭和42年度から実施）

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。

6百万円（6百万円）

2. 日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究（平成26年度から実施）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律、令和5年に成立した「日本語教育機関認定法」を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究として、令和6年度は以下の3テーマを実施する。

1.1百万円（2.1百万円）

① 「日本語教育の参照枠」を踏まえた日本語教師の養成・研修内容の改善・充実（令和5・6年度）

「日本語教育の参照枠」やCEFR2020補遺版など、諸外国の取組等を踏まえ、日本語教育の養成・研修内容の見直しに関する調査を行う。

② 大学等における教育実習実態調査（令和3年度から継続）

登録日本語教員の資格整備に向け、取得要件の一つである実践研修（教育実習）について、大学等における実施状況等の調査を行う。

③ 文化庁届出受理日本語教師養成研修実態調査（令和元年度から継続）

文化庁に届出がなされている日本語教師研修機関について、登録日本語教員の養成機関及び実践研修機関としての改善・充実を図るため、届出内容等の実施状況及び改善に向けた調査を行う。

アウトプット（活動目標）

- ・日本語教育の実態把握（定点観測）
- ・審議会の検討への反映

短期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育施策への反映
- ・日本語教育制度の見直しに活用

中期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育施策への反映
- ・日本語教育制度の見直しに活用

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

背景・課題

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況に対応した日本語教育の展開が求められている中で、日本語教育の推進に対する国民の理解と関心の増進や日本語教育の情報の提供のために必要な措置を講ずることにより、日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等の共有のためにオンラインによる「日本語教育大会」の開催や関連コンテンツの提供を行う。

○日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）（抜粋）

2 国民の理解と関心の増進

外国人等が社会の一員として受け入れられ、社会に参加して共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、日本社会にとって大きな意義を有する。そのため、国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

（2）日本語教育に関する情報の提供等

国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は、例えば、学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが、学習希望者や日本語教師、職場等の受け入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する情報を集中的に提供するために必要な施策を講ずる。

事業内容

○日本語教育大会

- オンラインにより、日本語教育に関するシンポジウム及び報告会等を開催し、日本語教育に対する理解の増進を図り、もって、日本語教育の充実と増進に資する。動画コンテンツやシンポジウムの内容は大会当日に限らず文化庁ホームページでの閲覧を可能とする。

（主な参加者：・ボランティア団体、NPO法人等の地域における日本語学習支援者
・大学・専修学校・各種学校、日本語教育機関・施設の教職員・研究者、学生
・地方公共団体（教育委員会を含む。）、国際交流協会職員 等

- 参加者数：1,000名程度（令和4年度実績）
- 開始年度：昭和51年度から

過去の開催について



アウトプット（活動目標）

最新の日本語教育に係る情報及び事例等の共有化

短期アウトカム（成果目標）

外国人等が社会に参加して共生していくために必要な日本語についての正しい理解の促進

中期アウトカム（成果目標）

外国人等が社会に参加して共生していくために必要な日本語についての正しい理解の促進

長期アウトカム（成果目標）

国民の理解と関心を増進するとともに、最新事例を踏まえた施策の実施などを通じ、外国人等が社会の一員として受け入れられる共生社会の実現

背景・課題

- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第27条の規定に基づき、令和元年9月に設置した「日本語教育推進会議」（関係府省庁の局長級で構成）において関係行政機関相互の調整を行うことにより日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るとともに、この調整を行うに際しては、同年9月に設置した「日本語教育推進関係者会議」（日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者で構成）へ意見を聴く。
- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）の公開・運用を行うとともに、登録される日本語教育コンテンツの充実を図る。

○ 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）（抜粋）

（日本語教育推進会議）

第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

事業内容

○ 日本語教育推進関係者会議の開催

- 文部科学省、外務省その他の関係行政機関が日本語教育の推進に係り調整するにあたり、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第27条第2項の規定に基づき、「日本語教育推進関係者会議」に意見を聴くため、開催するもの。
- 開始年度：令和元年度から

○ 日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS：Nihongo Education contents Web sharing System）の公開・運用（運用開始：平成25年4月1日）。
- 開始年度：平成23年度から



アウトプット（活動目標）

- 施策検討における専門的な意見の聴取
- 各種日本語教育に係る情報の共通システムの記事掲載数の増加

短期・中期アウトカム（成果目標）

- 専門的な知見に基づく適切な施策の検討
- 各種日本語教育に係る情報の共通システムへのアクセス数の増加

長期アウトカム（成果目標）

国民の理解と関心を増進するとともに、適切な知見に基づく施策の実施を通じ、外国人等が社会の一員として受け入れられる共生社会の実現

条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

240百万円
128百万円）



文部科学省

現状・課題

条約難民（※1）については、「難民対策について（平成14年閣議了解）」及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」（同年月日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を（年約30名）実施。

第三国定住難民（※2）については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受け入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施（アジア地域から**年2回60名の受け入れ**）（「第三国定住による難民の受け入れの実施について（令和元年閣議了解）」等

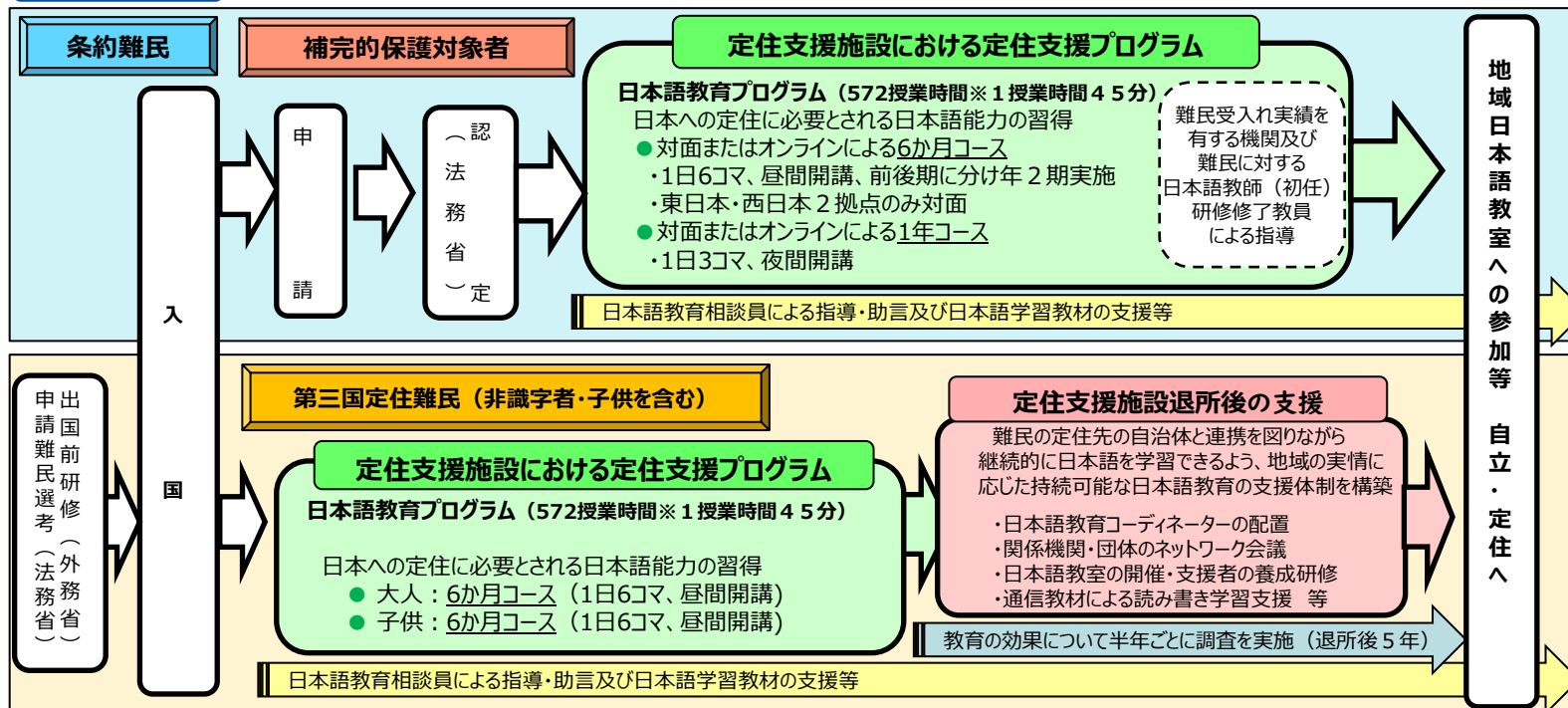
補完的保護対象者（※3）については、令和5年6月に成立した改正入管法により、「難民」の要件である5つの迫害理由以外の理由により迫害を受けるおそれがある者（紛争等による避難民）を保護するため創設された。条約難民と同等の支援を行う。

（※1）**条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）によって認定された者。

（※2）**第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。

（※3）**補完的保護対象者**・・・令和5年12月に改正入管法が施行、認定申請開始。

事業内容



アウトプット（活動目標）

日本への定住に必要とされる
B1相当までの日本語能力の習得

短期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進
定住先自治体の負担軽減

中期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進
定住先自治体の負担軽減

長期アウトカム（成果目標）

共生社会への実現に寄与